

広島県教育委員会規則第二号

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十四日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(広島県立高等学校学則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則(昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通学区域等)</p> <p>第十三条 高等学校に就学することができる者は、その保護者(親権者又は未成年後見人)をいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。)が広島県内に住所(保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。)を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園高等学校については、保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。</p> <p>2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。</p> <p>3 校長は、第一項の親権者又は未成年後見人に準ずる者が適当でないときは、これを変更させることができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第十四条 入学志願者(併設型中学校から併設型高等学校へ入学を希望する者及び広島県立広島皆実高等学校全日制衛生看護科から同校専攻科衛生看護科へ入学を希望する者を除く。)は、保護者と連署又は連記した入学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2―3 (略)</p>	<p>(通学区域等)</p> <p>第十三条 高等学校に就学することができる者は、その保護者(未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人(親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人)、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。)が広島県内に住所(保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第四項において同じ。)を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園高等学校については、保護者が広島県内に住所を有する者であることを要しない。</p> <p>2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。</p> <p>3 校長は、第一項の代理人又は保証人が適当でないときは、これを変更させることができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第十四条 入学志願者(併設型中学校から併設型高等学校へ入学を希望する者及び広島県立広島皆実高等学校全日制衛生看護科から同校専攻科衛生看護科へ入学を希望する者を除く。)は、保護者と連署した入学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入学手続及び入学許可)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2―3 (略)</p> <p>4 入学を許可された者が高等学校専攻科に入学を許可された者である場合又は次の各号の</p>

<p>(保護者の異動等)</p> <p>第十六条 保護者に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>(授業料)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 生徒の保護者は、当該生徒が納付すべき授業料について、当該生徒と連帯してこれを納付しなければならない。</p>	<p>いづれかに該当する場合は、保護者が署名する誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第三条第二項第一号又は第二号に該当する生徒</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、教育長が別に定める生徒</p> <p>5  入学を許可された者(前項に定める場合を除く。)は、保護者が署名する誓約書を校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(保護者の異動等)</p> <p>第十六条 保護者に死亡、資格の喪失等による異動があつたときは、直ちにその後継者を定めて、誓約書を前条第四項及び第五項の規定に準じて提出しなければならない。</p> <p>(授業料)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 生徒が未成年者である場合は、当該生徒の保護者は、当該生徒が納付すべき授業料について、当該生徒と連帯してこれを納付しなければならない。</p>
---	---

(広島県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則(昭和三十一年広島県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学手続)</p> <p>第十五条 高等部の第一学年に入学しようとする者は、保護者(親権者又は未成年後見人)をいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。)と連署又は連記した入学願書に、障害の状況を記載した書類を添え、校長に願出しなければならない。</p> <p>2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。この場合において、校長は、親権者又は未成年後見人に準ずる者が適当でないことを認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(入学手続)</p> <p>第十五条 高等部の第一学年に入学しようとする者は、保護者(未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人(親権者又は未成年後見人に事故等のやむをえない事由があるときは、その代理人)、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。)と連署した入学願書に、障害の状況を記載した書類を添え、校長に願出なければならない。</p> <p>2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。この場合において、校長は、代理人又は保証人が適当でないことを認めるときは、これを変更させることができる。</p> <p>3 (略)</p>

(広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正)

第三条 広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入学志願手続)</p> <p>第十八条 入学志願者は、保護者（親権者又は未成年後見人をいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。）と連署又は連記した入学願書に、教育長が必要と認める書類を添えて、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。この場合において、校長は、親権者又は未成年後見人に準ずる者が適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。</p>	<p>(入学志願手続)</p> <p>第十八条 入学志願者は、保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書に、教育長が必要と認める書類を添えて、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の代理人及び保証人は、独立の生計を営む成年の者でなければならない。この場合において、校長は、代理人又は保証人が適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。</p>

(広島県立中学校学則の一部改正)

第四条 広島県立中学校学則（平成十五年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通学区域)</p> <p>第十二条 中学校に就学することができる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人をいう。ただし、親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。）が次表の通学区域内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第三項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園中学校については、通学区域を定めないのである。</p> <p>(略)</p>	<p>(通学区域)</p> <p>第十二条 中学校に就学することができる者は、その保護者（親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）をいう。以下同じ。）が次表の通学区域内に住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。第三項において同じ。）を有する者とする。ただし、広島県立広島叡智学園中学校については、通学区域を定めないのである。</p> <p>(略)</p>
<p>2 前項の親権者又は未成年後見人に準ずる者は、独自の生計を営む成年の者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第十三条 入学志願者は、保護者と連署又は連</p>	<p>2 前項の代理人は、独自の生計を営む成年の者でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入学の出願)</p> <p>第十三条 入学志願者は、保護者と連署した入</p>

<p>2 (略)</p> <p>記した入学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>学願書及び入学者選抜願を、所定の出願期限内に校長に提出しなければならない。</p>
---	---

(広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正)

第五条 広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成十五年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2―5 (略)</p> <p>(就学することができる特別支援学校)</p> <p>第三条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第十四条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校は、その保護者（親権者又は未成年後見人）をいう。ただし、親権者若しくは未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるとき又は生徒が成年の者である場合は、親権者又は未成年後見人に準ずる者をいう。以下同じ。</p> <p>（の住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。以下この条及び次条において同じ。）の属する学区の特別支援学校とする。</p>	<p>2―5 (略)</p> <p>(就学することができる特別支援学校)</p> <p>第三条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第十四条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校は、その保護者（未成年の者についてはその親権者又は未成年後見人（親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人）、成年の者についてはその保証人をいう。以下同じ。）の住所（保護者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地。以下この条及び次条において同じ。）の属する学区の特別支援学校とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

(広島県立高等学校学則の一部改正)

2 広島県立高等学校学則の一部を改正する規則（平成二十六年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この教育委員会規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1  この教育委員会規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2  (経過措置)</p> <p>この規則の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正前の公立高等学校に係る</p>

授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者が同日以後に広島県立高等学校学則（以下「学則」という。）第十七条の入学を許可されたときの誓約書の提出については、第一条による改正後の学則第十五条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。